

保高発 0501 第 1 号
令和 2 年 5 月 1 日

都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長

殿

厚生労働省保険局高齢者医療課長

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る
後期高齢者医療保険料の減免に対する財政支援の基準について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る後期高齢者医療保険料（以下「保険料」という。）の減免に対する財政支援の算定基準については、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る後期高齢者医療保険料の減免に対する財政支援の基準等について」（令和 2 年 4 月 8 日厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡）により予定としてお示ししたところですが、今般、令和 2 年度補正予算の成立を受けて、別紙のとおりとすることとしましたので、当該基準を踏まえて、できる限り速やかに保険料の減免に係る周知広報や申請受付を開始していただきますよう、各都道府県におかれましては、貴管内市町村への周知等よろしくお願い申し上げます。

なお、具体的な交付申請手続き等については、令和 2 年度後期高齢者医療災害等臨時特例補助金の交付要綱及び「後期高齢者医療の調整交付金の算定に関する省令第 6 条第 9 号に関する交付基準について」（令和 2 年 3 月 27 日保高発 0327 第 2 号）の一部改正により、別途通知いたします。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の観点から、申請者が直接窓口に来ていただかなくても済むよう、郵送やオンラインにより申請を受け付け、必要に応じ電話等で事実確認をする等の方法もご検討いただくようお願いいたします。

(別紙)

○新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことによる後期高齢者医療保険料の減免に対する財政支援の算定基準について

1 財政支援の対象とする減免措置

財政支援の交付対象となる減免措置は、各後期高齢者医療広域連合(以下「各広域連合」という。)の被保険者について、2に定める基準により各広域連合が条例に基づいて行った保険料の減免措置とする。

2 交付額の算定の基礎となる減免基準

(1) 減免の対象となる被保険者及び減免額

保険料の減免額は、次の①又は②のいずれかに該当するに至った被保険者につき、それぞれの基準により算定した額とすること。なお、いずれの基準にも該当する場合は、減免額の大きいものを適用すること。

① 新型コロナウイルス感染症により、その者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った者

【減免額】

同一世帯に属する被保険者の保険料額の全部

② 新型コロナウイルス感染症の影響により、その者の属する世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次の i から iii までの全てに該当する者

i 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

ii 世帯の主たる生計維持者の前年の地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第7条第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額(地方税法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額。)の合計額(以下「合計所得金額」という。)が1,000万円以下であること。

iii 世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

【減免額】

【表 1】で算出した対象保険料額に、【表 2】の世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額

【減免額の計算式】

対象保険料額	×	減額又は免除の割合	=	保険料減免額
(A × B / C)		(D)		

【表 1】

対象保険料額 = A × B / C
A : 同一世帯に属する被保険者について算定したそれぞれの保険料額
B : 世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額 (減少することが見込まれる事業収入等が 2 以上ある場合はその合計額)
C : 被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

【表 2】

世帯の主たる生計維持者の 前年の合計所得金額	減額又は免除の割合 (D)
300万円以下であるとき	全部
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1000万円以下であるとき	10分の2

(注) 世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額の全部を免除すること。

(2) 減免の対象となる保険料

減免の対象となる保険料は、令和元年度分及び令和 2 年度分の保険料であって、令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものとする。

3 保険料の減免に要する費用に対する財政支援について

後期高齢者医療災害等臨時特例補助金の交付要綱及び特別調整交付金の

交付基準は別途通知することとしているが、次の点に留意されたいこと。

- (1) 令和元年度分の保険料で令和2年2月1日以降に納期限がある保険料の減免を行った場合に、その10分の10に相当する額を特別調整交付金の交付対象とする予定であること。
- (2) 令和2年度分の保険料で令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に納期限がある保険料の減免を行った場合に、その10分の6に相当する額を後期高齢者医療災害等臨時特例補助金の交付対象とするとともに、残りの10分の4に相当する額を特別調整交付金の交付対象とする予定であること。
- (3) この取扱いは、令和2年度までとすること。